

インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 平成30年3月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	16	ページ番号 16 ※18:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号トの(1)、(2)、(3)、または子に該当する者の区分を設定する。	1	16-1	ページ番号 16-1 ※18:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号(7)の(一)、(二)、(三)、または(8)に該当する者の区分を設定する。	1
2	31	ページ番号 31 ※2:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号トの(1)、(2)、(3)、または子に該当する者の区分を設定する。	1	31	ページ番号 31 ※2:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号(7)の(一)、(二)、(三)、または(8)に該当する者の区分を設定する。	1
3	42	ページ番号 42 ※1:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号トの(1)、(2)、(3)、または子に該当する者の区分を設定する。	1	42	ページ番号 42 ※1:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号(7)の(一)、(二)、(三)、または(8)に該当する者の区分を設定する。	1
4	53	ページ番号 53 ※1:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号トの(1)、(2)、(3)、または子に該当する者の区分を設定する。	1	53	ページ番号 53 ※1:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号(7)の(一)、(二)、(三)、または(8)に該当する者の区分を設定する。	1
5	65	ページ番号 65 ※3:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号トの(1)、(2)、(3)、または子に該当する者の区分を設定する。	1	65	ページ番号 65 ※3:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号(7)の(一)、(二)、(三)、または(8)に該当する者の区分を設定する。	1
6	71-1	ページ番号 71-1 ※2:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号トの(1)、(2)、(3)、または子に該当する者の区分を設定する。	1	71-1	ページ番号 71-1 ※2:平成18年厚生労働省告示第五百三十号「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」の第二号(7)の(一)、(二)、(三)、または(8)に該当する者の区分を設定する。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
7	83-1	<p>ページ番号 83-1 (14)施行令第四十三条の… (中略) …作成する。 ※個人番号を委託している場合、 個人番号情報の異動区分を「1:新規」 で作成する。</p> <p>・介護保険給付対象者有無は「2: 有り」を設定する。</p>	1	83-1	<p>ページ番号 83-1 (14)施行令第四十三条の… (中略) …作成する。 ※個人番号の利用事務を委託し ている場合、個人番号情報の異 動区分を「1:新規」で作成する。</p> <p>・障害福祉サービス等の支給決定 を受けている受給者の場合、当該 者の受給者証番号で異動区分が 「2:変更」の受給者情報(基本情 報)を作成する。</p>	1
8	83-3	<p>ページ番号 83-3 <異動区分が「終了」の異動情報 の提出について> ・基本情報が「終了」となる異動年 月日の年度のモニタリング情報 は、異動区分「終了」の提出を必 須とする。</p>	1	83-3	<p>ページ番号 83-3 <異動区分が「終了」の異動情報 の提出について> ・基本情報が「終了」となる異動年 月日の年度のモニタリング情報 は、異動区分「終了」の提出を必 須とする。(ただし、「(8)同一年度 内の転出等により「終了」、再転入 等により同一受給者証番号で再 取得する場合」は除く。)</p>	1
9				102	<p>ページ番号 102 (1)一次審査内容 ③支給量審査の主なチェック <u>請求明細書と実績記録票の整合 性チェック</u> <u>同一日・同一利用時間帯の重複 サービス利用チェック</u> を追加</p>	1
10				112 112-1	<p>ページ番号 112, 112-1 項番8 <u>一次審査済計画相談支援給付費 請求書情報 サービス情報レコー ド(複数レコード)</u> 項番10 <u>一次審査済特例計画相談支援給 付費請求書情報 サービス情報レ コード(複数レコード)</u> を追加</p>	2
11				113	<p>ページ番号 113 項番8 <u>一次審査済計画相談支援給付費 請求書情報 サービス情報レコー ド</u> 項番10 <u>一次審査済特例計画相談支援給 付費請求書情報 サービス情報レ コード</u> を追加</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
12	113-1	ページ番号 113-1 項番10 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) サービス提供年月が平成30年10月以降使用	1	113-1	ページ番号 113-1 項番10 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童) サービス提供年月が平成●年●月以降使用	1
13	123	ページ番号 123 項番12の内容 サービスコードを設定 項番12の備考 ※C 項番13の内容 単位数を設定 項番14の内容 明細1行ごとの請求額を設定 (小数点以下切捨て)	1	123	ページ番号 123 項番12の内容 「520000」を設定 項番12の備考 ※C ※3 項番13の内容 利用者ごとの単位数を設定 項番14の内容 利用者ごとの請求額を設定 (小数点以下切捨て)	1
14				124	ページ番号 124 ※3: サービス提供年月が平成30年3月以前の場合、サービスコードを設定する。 を追加	1
15				124-1	ページ番号 124-1 ⑦ 一次審査済計画相談支援給付費請求書/一次審査済特例計画相談支援給付費請求書情報サービス情報レコード(複数レコード) を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
16	126	<p>ページ番号 126</p> <p>項番21の内容 居宅介護(通院介護(伴う))、同行援護(伴う)において、<u>初任者研修課程修了者等による実績時間数(時間)を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)</u></p> <p>項番25の内容 居宅介護(家事援助)において、<u>初任者研修課程修了者等による実績時間数(時間)を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)</u></p> <p>項番26の内容 居宅介護(家事援助)において、<u>基礎研修課程修了者等、または重度訪問介護研修修了者による実績時間数(時間)を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)</u></p> <p>項番27の内容 居宅介護(家事援助)において、<u>算定時間数(時間)の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)</u></p> <p>項番28の内容 居宅介護(通院介護(伴ず))、同行援護(伴ず)において、<u>初任者研修課程修了者等による実績時間数(時間)を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)</u></p>	1	126	<p>ページ番号 126</p> <p>項番21の内容 居宅介護(通院介護(伴う))において、<u>初任者研修課程修了者等の実績時間数を設定。</u> 同行援護(伴う)において、<u>初任者研修課程修了者等、または初任者研修課程修了者等(通訳)の実績時間数を設定。</u> 実績時間数(時間)は<u>整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)</u></p> <p>項番25の内容 居宅介護(家事援助)において、<u>初任者研修課程修了者等の実績時間数を設定。</u> 同行援護において、<u>初任者研修課程修了者等、または初任者研修課程修了者等(通訳)の実績時間数を設定。</u> 実績時間数(時間)は<u>整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)</u></p> <p>項番26の内容 居宅介護(家事援助)において、<u>基礎研修課程修了等、または重度訪問介護研修修了者の実績時間数を設定。</u> 同行援護において、<u>基礎研修課程修了者等、基礎研修課程修了者等(通訳)、または盲ろう者向けの通訳・介助員の実績時間数を設定。</u> 実績時間数(時間)は<u>整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)</u></p> <p>項番27の内容 居宅介護(家事援助)、<u>同行援護</u>において、<u>算定時間数(時間)の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.25時間→09925(または9925)</u></p> <p>項番28の内容 居宅介護(通院介護(伴ず))において、<u>初任者研修課程修了者等の実績時間数を設定。</u> 同行援護(伴ず)において、<u>初任者研修課程修了者等、または初任者研修課程修了者等(通訳)の実績時間数を設定。</u> 実績時間数(時間)は<u>整数部3桁+小数部2桁で設定。例:99.5時間→09950(または9950)</u></p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
17	126	ページ番号 126 項番29 居宅介護(通院介護(伴ず))、同行援護(伴ず)において、基礎研修課程修了者等、または重度訪問介護研修修了者による実績時間数(時間)を整数部 3 桁+小数部 2 桁で設定。例:99.5 時間→09950(または 9950)	1	126	ページ番号 126 項番29 居宅介護(通院介護(伴ず))において、 <u>基礎研修課程修了者等、または重度訪問介護研修者の実績時間数を設定。</u> 同行援護(伴ず)において、基礎研修課程修了者等、 <u>基礎研修課程修了者(通訳)、または盲ろう者向け通訳・介助員の実績時間数を設定。</u> 実績時間数(時間)は整数部 3 桁+小数部 2 桁で設定。例:99.5 時間→09950(または 9950)	1
18	129-1	ページ番号 129-1 項番118の内容 医療連携体制加算の回数の合計を設定 項番123の項目名 提供実績の合計2・同行支援加算(回)(仮) 項番123の内容 同行支援加算(仮)の回数の合計を設定 項番124の項目名 提供実績の合計2・遠地訪問支援加算(回)(仮) 項番124の内容 遠地訪問支援加算(仮)の回数の合計を設定	1	129-1	ページ番号 129-1 項番118の内容 医療連携体制加算の <u>算定回数</u> の合計を設定 項番123の項目名 提供実績の合計2・同行支援(回) 項番123の内容 <u>自立生活援助</u> において、同行支援加算の回数の合計を設定 項番124の項目名 提供実績の合計2・ <u>特別地域加算</u> (回) 項番124の内容 <u>特別地域加算</u> の回数の合計を設定	1
19				129-1	ページ番号 129-1 項番125 提供実績の合計2・ <u>低所得者利用加算(回)</u> を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
20				129-2 129-3	ページ番号 129-2、129-3 項番126 <u>提供実績の合計2・体験利用支援 加算(回)</u> 項番127 <u>提供実績の合計2・定員超過特例 加算(回)</u> 項番128 <u>提供実績の合計2・通勤訓練加算 (回)</u> 項番129 <u>提供実績の合計2・地域移行加算 (回)</u> 項番130 <u>提供実績の合計2・体験宿泊支援 加算(回)</u> 項番131 <u>提供実績の合計2・住居外利用 (日)</u> 項番132 <u>合計1・内訳 生活援助</u> 項番133 <u>合計2・内訳 90%</u> 項番134 <u>合計2・内訳 生活援助</u> 項番135 <u>合計3・内訳 生活援助</u> 項番136 <u>合計4・内訳 生活援助</u> 項番137 <u>合計5・内訳 生活援助</u> 項番138 <u>重度包括・共同生活援助合計単 位数</u> 項番139 <u>重度包括・短期入所合計単位数</u> 項番140 <u>重度包括・その他サービス合計単 位数</u> 項番141 <u>保育・教育等移行支援加算・移行 日(年月日)</u> 項番142 <u>保育・教育等移行支援加算・移行 後算定日(年月日)</u> 項番143 <u>通所施設移行支援加算・移行日 (年月日)</u> を追加	1
21	129-1	ページ番号 129-1 項番125の項目名 <u>通所施設移行支援加算(仮)・算 定日(年月日)(仮)</u>	1	129-3	ページ番号 129-3 項番144の項目名 <u>通所施設移行支援加算・算定日 (年月日)</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
22	129-3	ページ番号 129-3 項番13の内容 居宅介護(11:初任者等 12:基礎等 13:重訪) 同行援護(11:初任者等 12:基礎等) 行動援護(21:初任者等 22:減算) 項番13の備考 ※7 ※10 ※19	1	129-5	ページ番号 129-5 項番13の内容 居宅介護(11:初任者等 12:基礎等 13:重訪) 同行援護(11:初任者等 12:基礎等 15:初任者等(通訳)) 16:基礎等(通訳) 17:通訳) 行動援護(21:初任者等 22:減算) 項番13の備考 ※7 ※10 ※19 ※20	1
23	130	ページ番号 130 項番32の内容 地域移行加算を <u>行った</u> 場合、1を設定	1	130	ページ番号 130 項番32の内容 <u>入所中において、地域移行加算を算定する場合、1を設定</u> 項番32の備考 ※23 を追加	1
24				130	ページ番号 130 項番35の備考 ※21 を追加	1
25	130	ページ番号 130 項番43の内容 自立生活支援加算を算定する場合、1を設定する	1	130	ページ番号 130 項番43の内容 <u>入居中において、自立生活支援を算定する場合、1を設定</u> 項番43の備考 ※24 を追加	1
26	131	ページ番号 131 項番46の内容 短期入所において、算定対象日に1を設定 地域移行支援において、本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した日に1を設定 自立生活援助、就労定着支援において、本体報酬の対象となる支援を実施した日に1を設定	1	131	ページ番号 131 項番46の内容 短期入所において、算定対象日に1を設定 地域移行支援において、本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した日に1を設定 <u>自立生活援助において、居宅への訪問による支援を実施した日に1を設定</u> 就労定着支援において、本体報酬の対象となる支援を実施した日に1を設定	1
27				131	ページ番号 131 項番52の備考 ※22 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
28	131-1	<p>ページ番号 131-1</p> <p>項番75の内容</p> <p>医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定</p> <p><u>医療連携体制加算(Ⅲ)を算定する</u></p> <p>医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する場合、4を設定</p>	1	131-2	<p>ページ番号 131-2</p> <p>項番75の内容</p> <p><u>短期入所において、以下の内容を設定。</u></p> <p>医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する場合、4を設定</p> <p><u>医療連携体制加算(Ⅵ)を算定する場合、6を設定</u></p> <p><u>医療連携体制加算(Ⅶ)を算定する場合、7を設定</u></p> <p><u>重度包括(サービス内容が短期入所の場合)において、以下の内容を設定。</u></p> <p>医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する場合、4を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅴ)を算定する場合、5を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅵ)を算定する場合、6を設定</p> <p><u>重度包括(サービス内容が共同生活援助の場合)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援において、以下の内容を設定。</u></p> <p>医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定</p> <p>医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する場合、4を設定</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
29	131-1	<p>ページ番号 131-1 項番81の項目名 <u>同行支援加算(仮)</u> 項番81の内容 <u>同行支援加算(仮)を算定する場合、1を設定</u></p> <p>項番82の項目名 <u>遠地訪問支援加算(仮)</u> 項番82の内容 <u>遠地訪問支援加算(仮)を算定する場合、1を設定</u></p>	1	131-2	<p>ページ番号 131-2 項番81の項目名 同行支援 項番81の内容 <u>重度訪問介護において、熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合、1を設定</u> <u>自立生活援助において、同行支援加算の対象となる支援を実施した場合、1を設定</u> 項番82の項目名 特別地域加算 項番82の内容 <u>特別地域加算の対象となる支援を実施した場合、1を設定</u></p>	1
30				131-3	<p>ページ番号 131-3 項番83 <u>低所得者利用加算</u> 項番84 <u>体験利用支援加算</u> 項番85 <u>定員超過特例加算</u> 項番86 <u>通勤訓練加算</u> 項番87 <u>体験宿泊支援加算</u> 項番88 <u>住居外利用</u> を追加</p>	1
31	131-2	<p>ページ番号 131-2 ※5:居宅介護、同行援護における「運転時間」、行動援護における「減算」、施設入所支援、宿泊型自立訓練における「地域移行加算」、旧法(入所/通所/通勤寮)における「退所時特別支援加算」、共同生活援助における「自立生活支援加算」、旧法(通所)/就労継続/就労移行における「施設外支援」、「移行準備支援体制加算」に関しては設定項目を設けている為、備考欄への設定は必要ない。</p>	1	131-3	<p>ページ番号 131-3 ※5:居宅介護、同行援護における「運転時間」、行動援護における「減算」、生活介護、短期入所、施設入所支援における「<u>重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)</u>」、短期入所における「<u>単独型加算(一定の条件を満たす場合)</u>」、施設入所支援、宿泊型自立訓練における「地域移行加算」、共同生活援助における「自立生活支援加算」、旧法(入所/通所/通勤寮)における「退所時特別支援加算」、就労移行/就労継続/旧法(通所)における「施設外支援」、「移行準備支援体制加算」に関しては設定項目を設けている為、備考欄への設定は必要ない。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
32	131-2	ページ番号 131-2 ※9:「5:早朝・喀痰吸引等」、「6:喀痰吸引等」、「7:夜間・喀痰吸引等」及び「8:深夜・喀痰吸引等」については、サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用する。	1	131-4	ページ番号 131-4 ※9:「5:早朝・喀痰吸引等」、「6:喀痰吸引等」、「7:夜間・喀痰吸引等」及び「8:深夜・喀痰吸引等」については、サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降、 <u>平成 30 年 3 月以前の場合</u> に使用する。	1
33				131-5	ページ番号 131-5 ※20、※21、※22、※23、 ※24 を追加	1
34				134-1	ページ番号 134-1 一次審査済明細書等情報 ファイル構成図 <u>一次審査済計画相談支援給付費請求書／一次審査済特例計画相談支援給付費請求書情報(サービス情報)レコード</u> を追加	1
35	135-12	ページ番号 135-12 ※2:出力される様式名称は、以下のとおり。 様式2:介護給付費・訓練等給付費等明細書 様式3:訓練等給付費等明細書(サービス提供年月が平成 26 年 3 月以前は介護給付費・訓練等給付費等明細書(GH・CH)) 様式4:計画相談支援給付費請求書(サービス提供年月が平成 24 年 3 月以前はサービス利用計画作成費請求書) 様式5:地域相談支援給付費明細書 様式6:特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書 様式10:特例計画相談支援給付費請求書 地域:地域生活支援事業明細書	1	135-12	ページ番号 135-12 ※2:出力される様式名称は、以下のとおり。 様式2:介護給付費・訓練等給付費等明細書 様式3:訓練等給付費等明細書(サービス提供年月が平成 26 年 3 月以前は介護給付費・訓練等給付費等明細書(GH・CH)) 計画請求:計画相談支援給付費請求書(サービス提供年月が平成 24 年 3 月以前はサービス利用計画作成費請求書) 地域相談:地域相談支援給付費明細書 特例明細:特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書 特相請求:特例計画相談支援給付費請求書 地域:地域生活支援事業明細書	1
36	135-19	ページ番号 135-19 ※6:レコード種別名称 請求情報の場合、「基本」「日数」「明細」「集計」「契約」「処遇」 台帳情報の場合、「基本」「サービス」「支給決定」「独自助成」「行政区」	1	135-19	ページ番号 135-19 ※6:レコード種別名称 請求情報の場合、「基本」「日数」「明細」「集計」「契約」「処遇」 <u>「サービス」</u> 台帳情報の場合、「基本」「サービス」「支給決定」「独自助成」「行政区」	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
37	142	<p>ページ番号 142</p> <p>※2(1)【様式番号】(上 2 桁)</p> <p>10:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)</p> <p>11:訓練等給付費等明細書(様式第三)(サービス提供年月が平成26年3月以前は介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三))</p> <p>12:地域相談支援給付費明細書(様式第五)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>20:サービス利用計画作成費請求書(様式第四)(サービス提供年月が平成24年3月まで使用)</p> <p>21:計画相談支援給付費請求書(様式第四)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>30:特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書(様式第六)</p> <p>31:特例計画相談支援給付費請求書(様式第十)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>50:地域生活支援事業明細書</p>	1	142	<p>ページ番号 142</p> <p>※2(1)【様式番号】(上 2 桁)</p> <p>10:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)</p> <p>11:訓練等給付費等明細書(様式第三)(サービス提供年月が平成26年3月以前は介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三))</p> <p>12:地域相談支援給付費明細書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>20:サービス利用計画作成費請求書(サービス提供年月が平成24年3月まで使用)</p> <p>21:計画相談支援給付費請求書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>30:特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書</p> <p>31:特例計画相談支援給付費請求書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>50:地域生活支援事業明細書</p>	1
38				162-10	<p>ページ番号 162-10</p> <p>項番7</p> <p>一次審査済障害児相談支援給付費請求書情報 サービス情報レコード(複数レコード)</p> <p>項番9</p> <p>一次審査済特例障害児相談支援給付費請求書情報 サービス情報レコード(複数レコード)」を追加</p>	1
39				162-12	<p>ページ番号 162-12</p> <p>項番7</p> <p>一次審査済障害児相談支援給付費請求書情報 サービス情報レコード</p> <p>項番9</p> <p>一次審査済特例障害児相談支援給付費請求書情報 サービス情報レコード</p> <p>を追加</p>	1
40	162-12	<p>ページ番号 162-12</p> <p>項番7</p> <p>利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)</p> <p>サービス提供年月が平成30年10月以降使用</p>	1	162-13	<p>ページ番号 162-13</p> <p>項番7</p> <p>利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)</p> <p>サービス提供年月が平成●年●月以降使用</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
41	162-25	ページ番号 162-25 項番12の内容 <u>サービスコードを設定</u> 項番12の備考 ※C 項番13の内容 単位数を設定 項番14の内容 <u>明細1行ごとの請求額を設定</u> (小 数点以下切捨て)	1	162-26	ページ番号 162-26 項番12の内容 <u>「550000」を設定</u> 項番12の備考 ※C ※3 項番13の内容 利用者ごとの <u>単位数を設定</u> 項番14の内容 <u>利用者ごとの請求額を設定</u> (小 数点以下切捨て)	1
42				162-26	ページ番号 162-26 ※3: <u>サービス提供年月が平成 30 年 3 月以前の場合、サービスコー ドを設定する。</u> を追加	1
43				162-28	ページ番号 162-28 <u>⑦一次審査済障害児相談支援給 付費請求書／一次審査済特例障 害児相談支援給付費請求書情報 サービス情報レコード(複数レコー ド)</u> を追加	1
44	162-31	ページ番号 162-31 項番114の内容 <u>設定しない</u> 項番118の内容 医療連携体制加算の回数の合計 を設定 項番123の項目名 <u>同行支援加算(回)(仮)</u> 項番124の項目名 <u>遠地訪問支援加算(回)(仮)</u>	1	162-33 162-34	ページ番号 162-33、162- 34 項番114の内容 <u>初回加算の回数の合計を設定</u> 項番118の内容 医療連携体制加算の <u>算定回数</u> の 合計を設定 項番123の項目名 同行支援(回) 項番124の項目名 特別地域加算(回)	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
45				162-34	ページ番号162-34 項番125 <u>提供実績の合計2・低所得者利用 加算(回)</u> 項番126 <u>提供実績の合計2・体験利用支援 加算(回)</u> 項番127 <u>提供実績の合計2・定員超過特例 加算(回)</u> 項番128 <u>提供実績の合計2・通勤訓練加算 (回)</u> 項番129 <u>提供実績の合計2・地域移行加算 (回)</u> 項番130 <u>提供実績の合計2・体験宿泊支援 加算(回)</u> 項番131 <u>提供実績の合計2・住居外利用 (日)</u> 項番132 <u>合計1・内訳 生活援助</u> 項番133 <u>合計2・内訳 90%</u> 項番134 <u>合計2・内訳 生活援助</u> 項番135 <u>合計3・内訳 生活援助</u> 項番136 <u>合計4・内訳 生活援助</u> 項番137 <u>合計5・内訳 生活援助</u> 項番138 <u>重度包括・共同生活援助合計単 位数</u> 項番139 <u>重度包括・短期入所合計単位数</u> 項番140 <u>重度包括・その他サービス合計単 位数</u> 項番141 <u>保育・教育等移行支援加算・移行 日(年月日)</u> 項番142 <u>保育・教育等移行支援加算・移行 後算定日(年月日)</u> 項番143 <u>通所施設移行支援加算・移行日 (年月日)</u> を追加	

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
46	162-32	ページ番号 162-32 項番125 通所施設移行支援加算(仮)・算 定日(年月日)(仮)	1	162-34	ページ番号 162-34 項番144 通所施設移行支援加算・算定日 (年月日)	1
47	162-35	ページ番号 162-35 項番71の内容 <u>設定しない</u> 項番75の内容 医療連携体制加算(Ⅰ)を算定す る場合、1を設定 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定す る場合、2を設定 <u>医療連携体制加算(Ⅲ)を算定す る場合、3を設定</u> 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定す る場合、4を設定 項番81の項目名 同行支援加算(仮) 項番82の項目名 <u>遠地訪問支援加算(仮)</u>	1	162-38	ページ番号 162-38 項番71の内容 <u>初回加算を算定する場合、1を設 定</u> 項番75の内容 医療連携体制加算(Ⅰ)を算定す る場合、1を設定 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定す る場合、2を設定 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定す る場合、4を設定 <u>医療連携体制加算(Ⅴ)を算定す る場合、5を設定</u> <u>医療連携体制加算(Ⅵ)を算定す る場合、6を設定</u> 項番81の項目名 同行支援 項番82の項目名 特別地域加算	1
48				162-38	ページ番号 162-38 項番83 低所得者利用加算 項番84 体験利用支援加算 項番85 定員超過特例加算 項番86 通勤訓練加算 項番87 体験宿泊支援加算 項番88 住居外利用 を追加	1
49				162-44	ページ番号 162-44 一次審査済明細書等情報 ファイ ル構成図 一次審査済障害児相談支援給付 費請求書／一次審査済特例障害 児相談支援給付費請求書情報 (サービス情報)レコード を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
50	162-57	<p>ページ番号 162-57</p> <p>※2:出力される様式名称は、以下のとおり。</p> <p>様式2:障害児通所給付費・入所給付費等明細書</p> <p>様式3:障害児相談支援給付費請求書</p> <p>様式5:特例障害児通所給付費等明細書</p> <p>様式6:特例障害児相談支援給付費請求書</p>	1	162-57	<p>ページ番号 162-57</p> <p>※2:出力される様式名称は、以下のとおり。</p> <p>児童明細:障害児通所給付費・入所給付費等明細書</p> <p>相談請求:障害児相談支援給付費請求書</p> <p>特例明細:特例障害児通所給付費等明細書</p> <p>特相請求:特例障害児相談支援給付費請求書</p>	1
51	162-64	<p>ページ番号 162-64</p> <p>※5:レコード種別名称 請求情報の場合、「基本」「日数」「明細」「集計」「契約」「処遇」</p> <p>台帳情報の場合、「基本」「サービス」「支給決定」「独自助成」「行政区」</p>	1	162-64	<p>ページ番号 162-64</p> <p>※5:レコード種別名称 請求情報の場合、「基本」「日数」「明細」「集計」「契約」「処遇」「サービス」</p> <p>台帳情報の場合、「基本」「サービス」「支給決定」「独自助成」「行政区」</p>	1
52	162-72	<p>ページ番号 162-72</p> <p>※2(1)【様式番号】(上2桁)</p> <p>41:障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第二)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>60:障害児相談支援給付費請求書(様式第三)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>70:特例障害児通所給付費等明細書(様式第五)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>71:特例障害児相談支援給付費請求書(様式第六)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p>	1	162-72	<p>ページ番号 162-72</p> <p>※2(1)【様式番号】(上2桁)</p> <p>41:障害児通所給付費・入所給付費等明細書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>60:障害児相談支援給付費請求書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>70:特例障害児通所給付費等明細書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>71:特例障害児相談支援給付費請求書(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p>	1
53	166	<p>ページ番号 166</p> <p>項番1.</p> <p>市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の算定に必要な世帯等情報に異動が発生した場合、国保連合会に高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報・高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報を提出する。</p> <p>項番5.</p> <p>市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の算定に…</p> <p>(中略)</p> <p>…を提出する。</p>	1	166	<p>ページ番号 166</p> <p>項番1.</p> <p>市町村は、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の算定に必要な世帯等情報に異動が発生した場合、国保連合会に高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報・高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報を提出する。</p> <p>項番5.</p> <p>市町村は、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の算定に…</p> <p>(中略)</p> <p>…を提出する。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
54	169	ページ番号 169 以降の処理は、高額障害福祉サービス費支給処理情報受け渡し概要の各種給付実績抽出処理となる。	1	169	ページ番号 169 以降の処理は、高額障害福祉サービス等給付費支給処理情報受け渡し概要の各種給付実績抽出処理となる。	1
55	170	ページ番号 170 項番1. 市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の支払処理で… (中略) …を提出する。 項番5. 市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の支払処理で… (中略) …を提出する。 項番6. 国保連合会は受け付けた訂正連絡票情報を基に高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の支払処理で… (中略) …を修正する。	1	170	ページ番号 170 項番1. 市町村は、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の支払処理で… (中略) …を提出する。 項番5. 市町村は、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の支払処理で… (中略) …を提出する。 項番6. 国保連合会は受け付けた訂正連絡票情報を基に高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の支払処理で… (中略) …を修正する。	1
56	174	ページ番号 174 1. 2. 1 異動情報(入力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス費用の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の異動情報 1. 2. 2 訂正情報(入力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス費用の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の訂正情報	1	174	ページ番号 174 1. 2. 1 異動情報(入力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス等給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の異動情報 1. 2. 2 訂正情報(入力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス等給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の訂正情報	1
57	175	ページ番号 175 1. 2. 3 更新結果情報(出力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス費用の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の更新情報 1. 2. 4 国保連合会台帳情報(出力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス費用の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の台帳情報	1	175	ページ番号 175 1. 2. 3 更新結果情報(出力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス等給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の更新情報 1. 2. 4 国保連合会台帳情報(出力情報) 項番(3)の内容 高額障害福祉サービス等給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の台帳情報	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
58	182	<p>ページ番号 182</p> <p>項番16の内容 高額障害福祉サービス費の算定 基準額を設定する</p> <p>項番17の内容 介護保険の保険者番号を設定す る(介護保険情報との世帯合算に 使用)</p> <p>項番17の備考 ※5</p> <p>項番18の内容 介護保険の被保険者番号を設定 する(介護保険情報との世帯合算 に使用)</p> <p>項番18の備考 ※5</p> <p>項番19の備考 ※6</p> <p>項番20の備考 ※7</p> <p>(2)世帯集約番号について 市町村・都道府県が、高額障害福 祉サービス費・高額障害児通所給 付費・高額障害児入所給付費の … (中略) …に提出する必要がある。</p>	1	182	<p>ページ番号 182</p> <p>項番16の内容 高額障害福祉サービス等給付費 の算定基準額を設定する</p> <p>項番17の内容 介護保険の保険者番号を設定す る</p> <p>項番17の備考 ※6</p> <p>項番18の内容 介護保険の被保険者番号を設定 する</p> <p>項番18の備考 ※6</p> <p>項番19の備考 ※7</p> <p>項番20の備考 ※8</p> <p>(2)世帯集約番号について 市町村・都道府県が、高額障害福 祉サービス等給付費・高額障害児 通所給付費・高額障害児入所給 付費の… (中略) …に提出する必要がある。</p>	1
59				182	<p>ページ番号 182</p> <p>項番16の備考 ※5 を追加</p>	1
60	183	<p>ページ番号 183</p> <p>⑥国保連合会では、… (中略) …、市町村で高額障害福祉サー ビス費と高額障害児入所給付費 の申請受付を行うため)</p>	1	183	<p>ページ番号 183</p> <p>⑥国保連合会では、… (中略) …、市町村で高額障害福祉サー ビス等給付費と高額障害児入所 給付費の申請受付を行うため)</p>	1
61				184	<p>ページ番号 184</p> <p>※5 を追加</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
62	184	ページ番号 184 ※5:同一人が介護保険サービスと障害福祉サービス等を併用している場合に設定する。	1	184	ページ番号 184 ※6:高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の場合、介護保険情報の取得と介護保険サービスとの世帯合算に使用するため、同一人が介護保険サービスと障害福祉サービス等を併用している場合に設定する。また、高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の場合、介護保険情報の取得に使用するため、必ず設定する。	1
63	185-2	ページ番号 185-2 項番17の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番18の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) (2)世帯集約番号について 市町村・都道府県が、高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費の… (中略) …に提出する必要がある。	1	185-2	ページ番号 185-2 項番17の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番18の内容 介護保険の被保険者番号を設定する (2)世帯集約番号について 市町村・都道府県が、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費の… (中略) …に提出する必要がある。	1
64	185-3	ページ番号 185-3 ⑥国保連合会では、… (中略) …、市町村で高額障害福祉サービス費と高額障害児入所給付費の申請受付を行うため)	1	185-3	ページ番号 185-3 ⑥国保連合会では、… (中略) …、市町村で高額障害福祉サービス等給付費と高額障害児入所給付費の申請受付を行うため)	1
65	196	ページ番号 196 項番18の内容 高額障害福祉サービス費の算定基準額を設定する 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用)	1	196	ページ番号 196 項番18の内容 高額障害福祉サービス等給付費の算定基準額を設定する 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
66	197-2	ページ番号 197-2 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用)	1	197-2	ページ番号 197-2 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する	1
67	206	ページ番号 206 項番18の内容 高額障害福祉サービス費の算定基準額を設定する 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用)	1	206	ページ番号 206 項番18の内容 高額障害福祉サービス等給付費の算定基準額を設定する 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する	1
68	207-2	ページ番号 207-2 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用)	1	207-2	ページ番号 207-2 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する	1
69	216	ページ番号 216 項番18の内容 高額障害福祉サービス費の算定基準額を設定する 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用)	1	216	ページ番号 216 項番18の内容 高額障害福祉サービス等給付費の算定基準額を設定する 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する	1
70	217-2	ページ番号 217-2 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用) 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する(介護保険情報との世帯合算に使用)	1	217-2	ページ番号 217-2 項番19の内容 介護保険の保険者番号を設定する 項番20の内容 介護保険の被保険者番号を設定する	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
71	231	ページ番号 231 3 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費支給処理業務	1	231	ページ番号 231 3 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費支給処理業務	1
72	232	ページ番号 232 3. 1. 1 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費支給処理情報受け渡し概要 項番 1. 市町村は、高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費支給処理業務を… (中略) …に提出する。 備考 ※1: 国保連合会で以下の給付実績を保有していることが高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費の正確な算定の前提条件となる。	1	232	ページ番号 232 3. 1. 1 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)・高額障害児通所給付費支給処理情報受け渡し概要 項番 1. 市町村は、高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)・高額障害児通所給付費支給処理業務を… (中略) …に提出する。 備考 ※1: 国保連合会で以下の給付実績を保有していることが高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)・高額障害児通所給付費の正確な算定の前提条件となる。	1
73	233	ページ番号 233 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費支給処理情報受け渡し概要図 下記内容は、高額障害福祉サービス費での説明である。	1	233	ページ番号 233 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)・高額障害児通所給付費支給処理情報受け渡し概要図 下記内容は、高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)での説明である。	1
74	234	ページ番号 234 高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費支給処理情報受け渡し概要	1	234	ページ番号 234 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)・高額障害児通所給付費支給処理情報受け渡し概要	1
75	235	ページ番号 235 高額障害福祉サービス費支給処理情報受け渡し概要図 下記内容は、高額障害福祉サービス費での説明である。	1	235	ページ番号 235 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)・高額障害児通所給付費支給処理情報 受け渡し概要図 下記内容は、高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)での説明である。	1
76				235-1	ページ番号 235-1 3. 1. 2 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)支給処理情報受け渡し概要 (1)申請書等を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
77				235-2	ページ番号 235-2 高額障害福祉サービス等給付費 (施行令第四十三条の五第六項) 支給処理情報受け渡し概要図 (1)申請書等 を追加	1
78				235-3	ページ番号 235-3 高額障害福祉サービス等給付費 (施行令第四十三条の五第六項) 支給処理情報受け渡し概要 (2)支給(不支給)決定通知書等 を追加	1
79				235-4	ページ番号 235-4 高額障害福祉サービス等給付費 (施行令第四十三条の五第六項) 支給処理情報 受け渡し概要図 (2)支給(不支給)決定通知書等 を追加	1
80	236	ページ番号 236 3. 2. 1 高額障害福祉サービス 費支給処理情報(入力情報) 項番(1)の内容 施行令第四十三条の五第一項に 基づく高額障害福祉サービス費の 市町村での判定結果情報 項番(2)の情報名 高額障害福祉サービス等給付費 給付判定結果情報(施行令第四 十三条の五第六項) 項番(2)の内容 施行令第四十三条の五第六項に 基づく高額障害福祉サービス等給 付費の市町村での判定結果情報	1	236	ページ番号 236 3. 2. 1 高額障害福祉サービス 等給付費支給処理情報(入力情 報) 項番(1)の内容 施行令第四十三条の五第一項に 基づく高額障害福祉サービス等給 付費の市町村での判定結果情報 項番(2)の情報名 高額障害福祉サービス等給付費 給付判定結果情報(施行令第四 十三条の五第六項)※1 項番(2)の内容 施行令第四十三条の五第六項に 基づく高額障害福祉サービス等給 付費の市町村での判定結果情報 ※2	1
81				236	ページ番号 236 ※1:処理対象年月が平成 30 年 11 月以降提出する。 ※2:本情報は、生活保護受給者 等に対する生活保護制度におけ る介護扶助等の場合、提出は不 要である。 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
82	236	<p>ページ番号 236</p> <p>3. 2. 2 高額障害福祉サービス費支給処理情報(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費の給付対象となる受給者への通知情報</p> <p>項番(2)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費に対する、支給または不支給の受給者への通知情報</p> <p>項番(4)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費給付対象となる受給者の一覧表</p> <p>項番(5)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費の給付対象となる受給者への通知</p> <p>項番(6)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費の給付対象となる受給者が提出するための申請書</p> <p>項番(8)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費に対する、支給または不支給の一覧</p> <p>項番(9)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費に対する、支給または不支給の受給者への通知</p>	1	236	<p>ページ番号 236</p> <p>3. 2. 2 高額障害福祉サービス等給付費支給処理情報(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費の給付対象となる受給者への通知情報</p> <p>項番(2)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費に対する、支給または不支給の受給者への通知情報</p> <p>項番(4)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費給付対象となる受給者の一覧表</p> <p>項番(5)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費の給付対象となる受給者への通知</p> <p>項番(6)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費の給付対象となる受給者が提出するための申請書</p> <p>項番(8)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費に対する、支給または不支給の一覧</p> <p>項番(9)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費に対する、支給または不支給の受給者への通知</p>	1
83	238	<p>ページ番号 238</p> <p>3. 2. 5 取込エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(2)の識別 FLA1</p>	1	238	<p>ページ番号 238</p> <p>3. 2. 5 取込エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(2)の識別 FMA1</p>	1
84	238	<p>ページ番号 238</p> <p>3. 2. 6 受付点検エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(2)の識別 FMA1</p>	1	238	<p>ページ番号 238</p> <p>3. 2. 6 受付点検エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(2)の識別 FNA1</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
85	238	ページ番号 238 3. 2. 7 給付判定結果エラーリスト(出力情報) 項番(1)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス費の再計算依頼があったものに対し、再計算後の支給額に差異が発生した場合に出力されるエラーリスト 項番(2)の識別 FNA1	1	238	ページ番号 238 3. 2. 7 給付判定結果エラーリスト(出力情報) 項番(1)の内容 施行令第四十三条の五第一項に基づく高額障害福祉サービス等給付費の再計算依頼があったものに対し、再計算後の支給額に差異が発生した場合に出力されるエラーリスト 項番(2)の識別 FOA1	1
86	239	ページ番号 239 3. 3. 1 高額障害福祉サービス費支給処理情報(入力情報)	1	239	ページ番号 239 3. 3. 1 高額障害福祉サービス等給付費支給処理情報(入力情報)	1
87				239-3	ページ番号 239-3 項番4の備考 ※2 を追加	1
88	239-3	ページ番号 239-3 項番7の備考 ※2 項番9の備考 ※3 項番10の備考 ※4 項番11の備考 ※5 項番12の備考 ※5 項番13の備考 ※5 項番14の備考 ※5	1	239-3	ページ番号 239-3 項番7の備考 ※3 項番9の備考 ※4 項番10の備考 ※5 項番11の備考 ※6 項番12の備考 ※6 項番13の備考 ※6 項番14の備考 ※6	1
89				240	ページ番号 240 ※2 を追加	1
90				241	ページ番号 241 ※政令市で受給者証に記載する市町村番号を行政区毎に分けている場合であっても、政令市単位で1ファイルとする を追加	1
91	242	ページ番号 242 3. 3. 2 高額障害福祉サービス費支給処理情報(出力情報)	1	242	ページ番号 242 3. 3. 2 高額障害福祉サービス等給付費支給処理情報(出力情報)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
92	242	ページ番号 242 項番16の内容 施行令第四十三条の五第一項に 基づく高額障害福祉サービス費支 給金額を出力する	1	242	ページ番号 242 項番16の内容 施行令第四十三条の五第一項に 基づく高額障害福祉サービス等給 付費支給金額を出力する	1
93	245	ページ番号 245 項番6のバイト数 100 項番18の内容 施行令第四十三条の五第一項に 基づく高額障害福祉サービス費支 給金額を出力する	1	245	ページ番号 245 項番6のバイト数 120 項番18の内容 施行令第四十三条の五第一項に 基づく高額障害福祉サービス等給 付費支給金額を出力する	1
94	251-1	ページ番号 251-1 項番11の内容 介護保険給付費自己負担額を出力する 項番12の内容 介護保険給付費自己負担額の 内、障害福祉相当介護保険サー ビスの自己負担額を出力する 項番15のバイト数 470	1	251-1	ページ番号 251-1 項番11の内容 介護保険給付費自己負担額を出力する <u>生活保護受給者等の場合、生活 保護制度における介護扶助等の 金額(公費本人額を含む)を出力 する</u> 項番12の内容 介護保険給付費自己負担額の 内、障害福祉相当介護保険サー ビスの自己負担額を出力する <u>生活保護受給者等の場合、生活 保護制度における介護扶助等の 公費請求額を出力する</u> 項番16のバイト数 600	1
95				251-1	ページ番号 251-1 項番13 <u>公費本人支払額</u> を追加	1
96				251-2	ページ番号 251-2 項番28 <u>公費負担者番号</u> 項番29 <u>公費受給者番号</u> 項番30 <u>保険者番号</u> 項番31 <u>被保険者番号</u> を追加	1
97	251-4	ページ番号 251-4 項番6のバイト数 100	1	251-4	ページ番号 251-4 項番6のバイト数 120	1
98	251-14	ページ番号 251-14 項番6のバイト数 100	1	251-14	ページ番号 251-14 項番6のバイト数 120	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
99	251-20	ページ番号 251-20 3.3.5 取込エラーリスト (2)高額障害福祉サービス等給 付費給付判定結果情報取込エラ ーリスト(施行令第四十三条の五 第六項)(FLA1)(PDF)	1	251-20	ページ番号 251-20 3.3.5 取込エラーリスト (2)高額障害福祉サービス等給 付費給付判定結果情報取込エラ ーリスト(施行令第四十三条の五 第六項)(FMA1)(PDF)	1
100	251-20	ページ番号 251-20 3.3.6 受付点検エラーリスト (2)高額障害福祉サービス等給 付費給付判定結果情報受付点検 エラーリスト(施行令第四十三条 の五第六項)(FMA1)(PDF)	1	251-20	ページ番号 251-20 3.3.6 受付点検エラーリスト (2)高額障害福祉サービス等給 付費給付判定結果情報受付点検 エラーリスト(施行令第四十三条 の五第六項)(FNA1)(PDF)	1
101	251-20	ページ番号 251-20 3.3.7 給付判定結果エラーリ スト (2)高額障害福祉サービス等給 付費給付判定結果エラーリスト (施行令第四十三条の五第六項) (FNA1)(PDF)	1	251-20	ページ番号 251-20 3.3.7 給付判定結果エラーリ スト (2)高額障害福祉サービス等給 付費給付判定結果エラーリスト (施行令第四十三条の五第六項) (FOA1)(PDF)	1
102	252	ページ番号 252 (1)国保連合会に高額計算を委 託する場合に必要な委託業務 「高額障害福祉サービス費支給処 理」を国保連合会に委託し、正し い高額計算を行うためには、 市町村と都道府県が以下業務を 国保連合会に委託する必要がある。	1	252	ページ番号 252 (1)国保連合会に高額計算を委 託する場合に必要な委託業務 「高額障害福祉サービス等給付費 (<u>施行令第四十三条の五第一項</u>) 支給処理」または「 <u>高額障害福祉 サービス等給付費(施行令第四十 三条の五第六項)支給処理</u> 」を国 保連合会に委託し、正しい高額計 算を行うためには、市町村と都道 府県が以下業務を国保連合会に 委託する必要がある。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
103	252	<p>ページ番号 252</p> <p>①高額計算に必要な委託業務</p> <p>No1の委託業務 障害福祉サービス費支払処理</p> <p>No2の委託業務 障害福祉サービス費(基準該当サービス)支払処理</p> <p>No3の委託業務 高額障害福祉サービス費支給処理</p> <p>No3の備考 高額計算を委託するために必要。</p> <p>No4の委託業務 障害児給付費支払処理</p> <p>No5の委託業務 障害児給付費(基準該当サービス)支払処理</p>	1	252	<p>ページ番号 252</p> <p>①高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算に必要な委託業務</p> <p>No1の委託業務 障害福祉サービス費審査支払処理</p> <p>No2の委託業務 基準該当障害福祉サービス費審査支払処理</p> <p>No3の委託業務 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)支給処理</p> <p>No3の備考 高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算を委託するために必要。</p> <p>No4の委託業務 障害児給付費審査支払処理</p> <p>No5の委託業務 基準該当障害児給付費審査支払処理</p>	1
104				252	<p>ページ番号 252</p> <p>①高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算に必要な委託業務</p> <p>No8 個人番号利用 を追加</p> <p>凡例 ☆…個人番号を利用する場合に必要 を追加</p>	1
105				252	<p>ページ番号 252</p> <p>②高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の計算に必要な委託業務 を追加</p>	1
106	252	<p>ページ番号 252</p> <p>①高額計算に必要な交換情報</p> <p>No3の備考 高額計算で世帯集約番号等を使用するため必要。</p> <p>No5の備考 給付判定結果に基づき高額障害福祉サービス費支給処理を行うために必要。</p>	1	252-1	<p>ページ番号 252-1</p> <p>①高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算に必要な交換情報</p> <p>No3の備考 高額計算で世帯集約番号、介護保険情報等を使用するため必要。</p> <p>No5の備考 給付判定結果に基づき高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)支給処理を行うために必要。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
107				252-1	<p>ページ番号 252-1</p> <p>①高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算に必要な交換情報 No13 個人番号異動連絡票情報 No14 障害児支援個人番号異動連絡票 情報を追加</p> <p>凡例 、☆・・・厳密な高額計算を行うこと 等に必要 を追加</p>	1
108				252-1	<p>ページ番号 252-1</p> <p>②高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の計算に必要な交換情報を追加</p>	1
109	253	<p>ページ番号 253</p> <p>上記「お知らせ等」は以下帳票を示す。</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付対象者一覧表、高額障害児給付費給付対象者一覧表</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付のお知らせ(情報)、高額障害児給付費給付のお知らせ(情報)</p> <p>・高額障害福祉サービス費支給申請書、高額障害児給付費支給申請書</p> <p>・外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費給付対象者)、外字空白印字リスト(高額障害児給付費給付対象者)</p>	1	253-1	<p>ページ番号 253-1</p> <p>上記「お知らせ等」は以下帳票を示す。</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付対象者一覧表、<u>高額障害福祉サービス等給付費給付対象者一覧表(施行令第四十三条の五第六項)</u>、高額障害児給付費給付対象者一覧表</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付のお知らせ情報、<u>高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五第六項)</u>、高額障害児給付費給付のお知らせ情報</p> <p>・高額障害福祉サービス費支給申請書、<u>高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三条の五第六項)</u>、高額障害児給付費支給申請書</p> <p>・外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス費給付対象者)、<u>外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費給付対象者)(施行令第四十三条の五第六項)</u>、外字空白印字リスト(高額障害児給付費給付対象者)</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
110				253-1	ページ番号 253-1 ※高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の自動償還(年1回の申請書等の提出による支給決定)を行うには、国保連合会へ申し出内容(お知らせ等の出力有無)を「出力有り」とし、支給申請書の提出時には「3:出力有り」、次月以降を「1:出力無し」に設定すること。 を追加	1
111				253-1	ページ番号 253-1 <支給申請書等への出力内容> 出力帳票等 高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ情報(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害福祉サービス等給付費給付対象者一覧表(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害福祉サービス等給付費給付のお知らせ(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害福祉サービス等給付費支給申請書(施行令第四十三条の五第六項) 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費給付対象者)(施行令第四十三条の五第六項) を追加	1
112				254	ページ番号 254 <支給(不支給)決定通知書等への出力内容> 出力帳票等 高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書情報(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定者一覧表(施行令第四十三条の五第六項) 高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定通知書(施行令第四十三条の五第六項) 外字空白印字リスト(高額障害福祉サービス等給付費支給(不支給)決定者)(施行令第四十三条の五第六項) を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
113	254	ページ番号 254 出力帳票等 振込データ情報(高額障害福祉サービス費) 振込者一覧表(高額障害福祉サービス費) (6) 世帯員に障害福祉サービスと障害児入所支援を受給している者がいる場合、… (中略) …、市町村で高額障害福祉サービス費と高額障害児入所給付費の申請受付を行うため)。	1	254	ページ番号 254 出力帳票等 振込データ情報(高額障害福祉サービス等給付費) 振込者一覧表(高額障害福祉サービス等給付費) (6) 世帯員に障害福祉サービスと障害児入所支援を受給している者がいる場合… (中略) …、市町村で高額障害福祉サービス等給付費と高額障害児入所給付費の申請受付を行うため)。	1
114	256	ページ番号 256 項番1 国保連合会は、高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費支給処理で作成された支払データから、振込データ情報を作成して、市町村に提供する。	1	256	ページ番号 256 項番1 国保連合会は、高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費支給処理で作成された支払データから、振込データ情報を作成して、市町村に提供する。	1
115	257	ページ番号 257 高額障害福祉サービス費支給処理支払データ作成処理	1	257	ページ番号 257 高額障害福祉サービス等給付費支給処理支払データ作成処理	1
116	258	ページ番号 258 項番1 国保連合会は、高額障害福祉サービス費支給処理で… (中略) …を作成する。	1	258	ページ番号 258 項番1 国保連合会は、高額障害福祉サービス等給付費支給処理で… (中略) …を作成する。	1
117	259	ページ番号 259 高額障害福祉サービス費支給処理支払データ作成処理	1	259	ページ番号 259 高額障害福祉サービス等給付費支給処理支払データ作成処理	1
118	260	ページ番号 260 項番1 国保連合会は、高額障害福祉サービス費支給処理で… (中略) …を作成する。	1	260	ページ番号 260 項番1 国保連合会は、高額障害福祉サービス等給付費支給処理で… (中略) …を作成する。	1
119	261	ページ番号 261 高額障害福祉サービス費支給処理支払データ作成処理	1	261	ページ番号 261 高額障害福祉サービス等給付費支給処理支払データ作成処理	1
120	262	ページ番号 262 4. 2. 1 各種支払支援処理情報(高額障害福祉サービス費)(出力情報)	1	262	ページ番号 262 4. 2. 1 各種支払支援処理情報(高額障害福祉サービス等給付費)(出力情報)	1
121	263	ページ番号 263 4. 3. 1 各種支払支援処理情報(高額障害福祉サービス費)(出力情報)	1	263	ページ番号 263 4. 3. 1 各種支払支援処理情報(高額障害福祉サービス等給付費)(出力情報)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
122	274	ページ番号 274 ・高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の訂正(支払情報を再度作成する場合)	1	274	ページ番号 274 ・高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の訂正(支払情報を再度作成する場合)	1
123	274-1	ページ番号 274-1 項番 9 市町村は、給付実績更新結果情報を受理し、訂正分の高額障害福祉サービス費給付判定結果情報、または高額障害児給付費給付判定結果情報を作成し、国保連合会に提出する。 項番 10 以降の処理は、市町村事務共同処理の高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費支払業務の流れとなる。 備考 ※2:ただし、高額障害福祉サービス費給付判定結果情報を提出する場合、高額費支給レコードの新規は不要である。	1	274-1	ページ番号 274-1 項番 9 市町村は、給付実績更新結果情報を受理し、訂正分の高額障害福祉サービス費給付判定結果情報、 <u>高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)</u> または高額障害児給付費給付判定結果情報を作成し、国保連合会に提出する。 項番 10 以降の処理は、市町村事務共同処理の高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費支払業務の流れとなる。 備考 ※2:ただし、高額障害福祉サービス費給付判定結果情報 <u>または高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)</u> を提出する場合、高額費支給レコードの新規は不要である。	1
124	275	ページ番号 275 ・高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の訂正(支払情報を再度作成する場合)の給付実績情報受け渡し概要図	1	275	ページ番号 275 ・高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の訂正(支払情報を再度作成する場合)の給付実績情報受け渡し概要図	1
125	275	ページ番号 275 以降の処理は、市町村事務共同処理の高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費支払業務の流れとなる。	1	275	ページ番号 275 以降の処理は、市町村事務共同処理の高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費支払業務の流れとなる。	1
126	276	ページ番号 276 ・償還払い分または高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の訂正	1	276	ページ番号 276 ・償還払い分または高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の訂正	1
127	277	ページ番号 277 ・償還払い分または高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の訂正(給付実績の修正のみを行う場合)の給付実績情報受け渡し概要図	1	277	ページ番号 277 ・償還払い分または高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の訂正(給付実績の修正のみを行う場合)の給付実績情報受け渡し概要図	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
128	278	ページ番号 278 項番 3 高額障害福祉サービス費・高額障害児給付費の給付実績を登録する。 (市町村事務共同処理)	1	278	ページ番号 278 項番 3 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児給付費の給付実績を登録する。 (市町村事務共同処理)	1
129	282	ページ番号 282 6:高額費支給レコード ・高額障害福祉サービス費の支給額等情報	1	282	ページ番号 282 6:高額費支給レコード ・高額障害福祉サービス等給付費の支給額等情報	1
130	283	ページ番号 283 <入力識別番号一覧> 項番4の情報名 高額障害福祉サービス費情報 項番5の情報名 高額障害福祉サービス等給付費情報(施行令第四十三条の五第六項) <u>サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降使用</u>	1	283	ページ番号 283 <入力識別番号一覧> 項番4の情報名 高額障害福祉サービス等給付費情報(<u>施行令第四十三条の五第一項</u>) 項番5の情報名 高額障害福祉サービス等給付費情報(施行令第四十三条の五第六項)	1
131				283	ページ番号 283 <u>※1:サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降使用する。ただし、処理対象年月が平成 30 年 11 月以降提出する。</u> を追加	1
132				292	ページ番号 292 項番11の備考 <u>※4</u> 項番12の備考 <u>※4</u> を追加	1
133	292	ページ番号 292 項番13の内容 高額障害福祉サービス費給付判定結果情報のコントロールレコードの処理対象年月(西暦年月YYYYMM)を設定する	1	292	ページ番号 292 項番13の内容 高額障害福祉サービス費給付判定結果情報、または <u>高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)</u> のコントロールレコードの処理対象年月(西暦年月YYYYMM)を設定する	1
134				292	ページ番号 292 <u>※4</u> を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
135	292-1	ページ番号 292-1 項番5の備考 ※Y 項番7の備考 ※C ※3 項番8の備考 1:障害者総合支援法に基づく受給者証番号 2:児童福祉法に基づく受給者証番号 ※4 項番15の備考 ※5	1	292-2	ページ番号 292-2 項番5の備考 ※Y ※3 項番7の備考 ※C ※4 項番8の備考 1:障害者総合支援法に基づく受給者証番号 2:児童福祉法に基づく受給者証番号 ※5 項番15の備考 ※6	1
136				292-3	ページ番号 292-3 ※3 を追加	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
137	294	<p>ページ番号 294</p> <p>交換情報識別番号 G111 の内容</p> <p>①国保連合会で行う高額障害福祉サービス費の高額計算に必要な情報(市町村で支払った特例介護給付費・特例訓練等給付費、補装具費、高額障害福祉サービス費分のみの情報(※))。</p> <p>②既に支払った高額障害福祉サービス費の修正を行うために必要な情報。また、受給者に支払う前的高額障害福祉サービス費の取消を行うために必要な情報。</p> <p>交換情報識別番号 G111 の備考 ・高額障害福祉サービス費の計算を業務委託しない場合は、本情報の提出は不要。</p> <p>交換情報識別番号 G131 の内容</p> <p>②国保連合会にて保有している高額障害福祉サービス費の情報</p> <p>交換情報識別番号 G131 の備考 ・高額障害福祉サービス費の計算を業務委託しない場合は、本情報は作成できない。</p>	1	294	<p>ページ番号 294</p> <p>交換情報識別番号 G111 の内容</p> <p>①国保連合会で行う高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の高額計算に必要な情報(市町村で支払った特例介護給付費・特例訓練等給付費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費分のみの情報(※1))。</p> <p>②高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の高額計算に必要な情報(市町村で支払った高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)分の情報(※2))。</p> <p>③既に支払った高額障害福祉サービス等給付費の修正を行うために必要な情報。また、受給者に支払う前的高額障害福祉サービス等給付費の取消を行うために必要な情報。</p> <p>交換情報識別番号 G111 の備考 ・高額障害福祉サービス等給付費の計算を業務委託しない場合は、本情報の提出は不要。</p> <p>交換情報識別番号 G131 の内容</p> <p>②国保連合会にて保有している高額障害福祉サービス等給付費の情報</p> <p>交換情報識別番号 G131 の備考 ・高額障害福祉サービス等給付費の計算を業務委託しない場合は、本情報は作成できない。</p>	1
138	294	<p>ページ番号 294</p> <p>(※)国保連合会で行う高額障害福祉サービス費の高額計算に必要な情報(市町村で支払った特例介護給付費・特例訓練等給付費、補装具費、高額障害福祉サービス費分のみの給付実績情報)は、次のケースを想定している。</p>	1	294	<p>ページ番号 294</p> <p>(※1)国保連合会で行う高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の高額計算に必要な情報(市町村で支払った特例介護給付費・特例訓練等給付費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費分のみの給付実績情報)は、次のケースを想定している。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
139	294	<p>ページ番号 294</p> <p>④高額障害福祉サービス費給付判定結果情報を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス費の計算を委託する場合で、受給者の同一世帯内に高額障害福祉サービス費の支給が発生しているケース</p>	1	294	<p>ページ番号 294</p> <p>④高額障害福祉サービス費給付判定結果情報を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算を委託する場合で、受給者の同一世帯内に高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の支給が発生しているケース</p>	1
140				294-1	<p>ページ番号 294-1</p> <p>(※2)国保連合会で行う高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の高額計算に必要な情報は次のケースを想定している。</p> <p>①高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の計算を委託する場合で、過去の給付実績を反映させたいケースを追加</p>	1
141	295	<p>ページ番号 295</p> <p>①障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報(G111)の場合 No6の備考</p> <p>・過誤申立書情報を提出し再請求を行った場合、高額障害福祉サービス費についても再計算され、差額分が支払われる。そのため、本情報の提出は不要。</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付判定結果情報を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス費の計算を委託する場合は、新規で給付実績を提出することができる。</p>	1	295	<p>ページ番号 295</p> <p>①障害福祉サービス費市町村保有給付実績情報(G111)の場合 No6の備考</p> <p>・過誤申立書情報を提出し再請求を行った場合、高額障害福祉サービス等給付費についても再計算され、差額分が支払われる。そのため、本情報の提出は不要。</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付判定結果情報、または高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)、または高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の計算を委託する場合は、新規で給付実績を提出することができる。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
142	295	<p>ページ番号 295</p> <p>③障害福祉サービス費国保連合会保有給付実績情報(G131)の場合</p> <p>No6の内容</p> <p>国保連合会にて保有している高額障害福祉サービス費の情報。</p> <p>No6の備考</p> <p>・高額障害福祉サービス費支給処理の支払データ等作成後に提供することが可能。</p>	1	295	<p>ページ番号 295</p> <p>③障害福祉サービス費国保連合会保有給付実績情報(G131)の場合</p> <p>No6の内容</p> <p>国保連合会にて保有している高額障害福祉サービス等給付費の情報。</p> <p>No6の備考</p> <p>・高額障害福祉サービス等給付費支給処理の支払データ等作成後に提供することが可能。</p>	1
143	297	<p>ページ番号 297</p> <p>(※)高額障害福祉サービス費給付判定結果情報を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス費の計算を委託する場合は、給付実績情報作成区分コード「1:新規」で給付実績を提出することができる。</p>	1	297	<p>ページ番号 297</p> <p>(※)高額障害福祉サービス費給付判定結果情報を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の計算を委託する場合は、給付実績情報作成区分コード「1:新規」で給付実績を提出することができる。</p> <p>また、高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)を提出していない場合や新たに高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の計算を委託する場合は、給付実績情報作成区分コード「1:新規」で給付実績(施行令第四十三条の五第六項)を提出することができる。</p>	1
144	298	<p>ページ番号 298</p> <p>②高額費支給レコード</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付判定結果情報及び新規に受付けた市町村保有給付実績情報のコントロールレコードの処理対象年月に該当する高額障害福祉サービス費の給付実績情報を市町村に提供する。</p>	1	298	<p>ページ番号 298</p> <p>②高額費支給レコード</p> <p>・高額障害福祉サービス費給付判定結果情報及び新規に受付けた市町村保有給付実績情報のコントロールレコードの処理対象年月に該当する高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第一項)の給付実績情報を市町村に提供する。</p> <p>・高額障害福祉サービス等給付費給付判定結果情報(施行令第四十三条の五第六項)および新規に受付けた市町村保有給付実績情報のコントロールレコードの処理対象年月に該当する高額障害福祉サービス等給付費(施行令第四十三条の五第六項)の給付実績情報を市町村に提供する。</p>	1